

平成 17 年（ワ）第 87 号、平成 18 年（ワ）第 16 号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面（24）

本鑑定嘱託先決定に関する被告の補足意見

平成 18 年 12 月 6 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸 純



第 1 本書面の目的

- 1 原告らは、原告ら準備書面（15）3 以下において、長岡技術科学大学生物系所属教授等が、「仮処分（注：新潟地方裁判所高田支部平成 17 年（ヨ）第 9 号、第 10 号事件）申請の却下を強く求めます」との要請書（甲 74）を提出していることをもって、被告推薦にかかる当該研究機関が本鑑定嘱託先として不適切である等と論難した。これに対し、被告は、被告準備書面（23）において、長岡技術科学大学生物系所属の各教授等が前記要請書を提出したことは、何ら同大学生物系の鑑定嘱託先としての公正・中立性を減殺する理由にはならないことや、原告ら推薦の京都大学大学院生命科学研究科の教授も前記要請書提出を行っていることから、原告らの論難には理由がない旨述べた次第である。
- 2 被告としては、高度の専門性や地元関係者の信頼性等から、依然、長岡技術科学大学を本鑑定嘱託先として最適と思料するも、貴庁が、前記要請書提出の点を重んじた結果、原告ら推薦の京都大学大学院生命科学研究科も含め、当該要請書を提出した教授等が所属する研究機関全てを本鑑定嘱託先としての中立公正性を欠くと判断した場合等、次回期日に至ってもなお本鑑定嘱託先に関する議論が収束しない事態をなお憂慮する次第である。

3 そこで、被告としては、かのような事態に備え、鑑定嘱託先選定に関し、以下の二つの補足意見を述べる。

第2 補足意見（1） 東京大学大学院新領域創成科学研究科先端生命科学専攻への本鑑定実施依頼

1 被告は、地元関係者との信頼性という点において他の被告推薦機関に劣るもの、専門性や実績の点で申し分なく、また、要請書提出という点についても問題がなく公正・中立性という点において原告らの理解を得ることができる機関として、下記の研究機関を推薦する。理由は、後記2以下のとおりである。

記

嘱託先 東京大学大学院 新領域創成科学研究科先端生命科学専攻

住 所 千葉県柏市柏の葉5-1-5

TEL 04-7136-3700

2 推薦の理由

(1) 植物学等に関する高度の研究水準および専門性

- ア 東京大学大学院新領域創成科学研究科先端生命科学専攻。以下、「東大大学院新領域創成科学研究科」という)では、遺伝子発現、植物分子生物学、植物遺伝子工学、農学、植物病理学、境界農学、応用分子細胞生物学、分子生物学、植物ウイルス学、生態学等を駆使し、植物病原微生物等と、それらの宿主や媒介者である植物および昆虫との相互作用を分子レベルで明らかにし、病原微生物の病原性の機構、宿主決定の機構および遺伝子発現機構の解明を行っている。
- イ 具体的には、植物病原菌と、それらの宿主や媒介者である植物および昆虫との相互作用を分子レベルで明らかにし、病原微生物の病原性の機構、宿主決定の機構および遺伝子発現機構の解明を実施している。
- ウ また、これらの基盤的研究により得られた知見・研究成果を基に、微生物由来の新規遺伝子発現ベクター系を構築するほか、微生物・植物・昆虫から有用な機能を持つ新規遺伝子の同定を実施している。
- エ さらに、東大大学院新領域創成科学研究科は、これらの研究成果を用いて、環境ストレスや病害虫に対する抵抗性のほか、高収量・高品質等の有用機能を付加した新規有用生物の創成につながる新たな戦略の構築に成功しており、このような研究成果や新戦略の構築は、各方面からの高い評価を得ている。(東大大学院新領域創成科学研究科におけるその他の業績については乙第103号証のとおり)
- オ なお、東大大学院新領域創成科学研究科が、近年、受託したプロジェクトは以下のとおりであり、いずれも、受託先および各研究機関等か

らの高い評価を得ている。

記

- ・ 植物パラレトロウイルスのポリリストロニック翻訳機構の解明とその遺伝子工学的応用（平成18－20年。（独）日本学術振興会による科学研究費補助制度）
 - ・ ジャガイモXウイルスによる病徴発現に関わる宿主植物因子の網羅的解析（平成16－18年。（独）日本学術振興会による科学研究費補助制度）
 - ・ 殺虫剤を用いない芝地管理を可能とする耐虫性芝草の開発（平成16年 都市エリア产学官連携促進事業、千葉・東葛エリア产学官連携促進事業・連携基盤整備型）
- 力 また、東大大学院新領域創成科学研究科所属の研究者は、学術研究の助成、研究者の養成等を目的として設立された日本学術振興会における特別研究員、審査会専門委員や、日本における科学技術の発展・振興を目的として設立された科学技術振興機構科学技術・学術審議会研究評価部会評価WG委員等を務めている。
- キ 以上のとおり、東大大学院新領域創成科学研究科は、植物学等に関する高度の研究水準および専門性を有する日本有数の研究機関であり、且つ、学術研究の助成、科学技術の発展・振興に携わる研究者が所属する機関であることから、ハイレベル且つ中立公正な本鑑定の実施を期待することができる。
- (2) いわゆるカルタヘナ法の遵守
- ア 既述のとおり、本鑑定実施にあたっては、いわゆるカルタヘナ法の遵守が義務づけられているところ、東大大学院新領域創成科学研究科は、研究開発に係る遺伝子組み換え生物等の第二種使用に当たって執るべき拡散防止措置をいずれも備えている。
- イ また、冬期の間のイネ育成を可能とする隔離温室や植物育成室（コイントロン）、植物育成チャンバー（6台）、共焦点レーザー顕微鏡、走査型電子顕微鏡、バイオイメージアナライザ、核磁気共鳴装置、MALDI-TOF 質量分析装置、X線回折装置、走査型・透過型電子顕微鏡、プロテインシーケンサ、セルソーター、SDS-PAGE、抗体測定装置などのバイオテクノロジーに関する研究設備・機器の充実性はもちろんのこと、植物体、特にイネの取り扱いや抗体測定法に関する専門的知識を有する教授陣およびスタッフが在籍している。
- ウ したがって、東大大学院新領域創成科学研究科は、カルタヘナ法遵守という点においても、本鑑定嘱託先として最適である。

3 結論

以上のとおり、東大大学院新領域創成科学研究科は、地元関係者との信頼性という点からみれば、被告が本鑑定嘱託先として推薦する他の研究機関に劣るもの、前記要請書の提出に一切関与しておらず、且つ公正・中立性という点において原告らの理解を得ることができる機関であり、これらの観点から、本鑑定嘱託先として最も適切であると思料する。

第3 補足意見（2） 公的機関への嘱託先推薦依頼

- 1 被告は、これまで、植物学等に関する研究水準および研究実績、地元関係者の信頼性等の条件をもとに、本鑑定嘱託先として最も適切な研究機関を推薦してきた次第である。しかしながら、これまでの原告らの主張、論難を推察するに、原告らは、「被告が推薦する研究機関は全て被告に有利な結果を出そうとしている」旨の謂われなき不信感を抱き、当該不信感に基づく根拠なき拒否反応を呈しているようである。
- 2 原告らがかような態度を維持し続ける限り、本鑑定嘱託先に関する議論は次回期日以降も延々と継続し、時間のみが徒に空費され続け、本件訴訟の迅速且つ公平な解決にとって何ら有益とならない可能性が大いに想定される。
- 3 そこで、被告としては、本鑑定嘱託先に関する議論が、双方の理解の下で収束することを目的として、本来の鑑定人選定手続に則り、貴庁が、本件訴訟に相応しい第三者（機関）に対し、本鑑定嘱託先の推薦を依頼する、という方法を提案する。
- 4 なお、本件訴訟の事案解明にとって相応しい第三者（機関）として、専門性、中立性、独立性を具備し、遺伝子組換え実験に関する一定の権限を付与された国家機関や地方自治体に設置された関係審議会、委員会若しくは当該審議会長、委員会長等が適切であるものと思料する。

以上